## 令和3年度都区財政調整協議会幹事会協議内容(第2回都区財政調整協議会:R4.1.6)

取扱注意

## 【都側提案事項】

1算定方法の見直し等

<u>' <del>71</del></u>	<u> 足刀法の兄担し寺</u>			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1			ために努力した成果であり、本事業を行うことによって必 然的に発生する歳入ではない。そのため、広告料収入を財 調算定すべきとする都案は妥当ではない。	目として整理する。
		職員互助組合等交付金のうち事業運営助成金について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 総務省の「地方公共団体における福利厚生事業の状況概要」における、特別区の福利厚生事業に対する公費負担割合の減少幅と整合する提案であることから、都案は妥当であると考えている。	からの提案であり、経費全体の検証が不十分であることから、都案は妥当ではない。	

_   昇	<u> 定方法の見直し等</u>	<u>(つつき)</u>		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	の見直し	の見直しを行う。 都側調査の結果、決算額と現行算定額との乖離が確認でき	都案は、人口と決算額の相関のみに着目し、標準区経費を一部固定から全固定に変更する提案となっている。しかしながら、本事業の標準区経費の設定においては、標準区における施設の箇所数・面積等を考慮し設定すべきであることから、都案は妥当ではない。	目として整理する。
4	老人クラブ助成事 業費の見直し	実施区が1区のみである老人社会奉仕団活動育成事業費の算定を廃止するとともに、特別区の実態を踏まえ、老人クラブ助成事業に係る需用費及び役務費を見直す。	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。	老人クラブ助成事業費について、算定で、算を費、役務費、役務費、担金補助及び交付金)を見直す。
5	(訪問指導)の廃 止	本事業については、実施区が5区のみであり、普遍性がないことから廃止を提案する。また、提案に当たっては、各区に対して委託料とその他の経費について調査し、直営も委託も含めた調査であり、区の実態を踏まえた提案である。		

	<u> </u>		ロの本と士	<b>护</b> 亲外田
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	経費の見直し (態容補正)	平成28年度財調協議において本経費の算定廃止を提案した際に、区側は「堀船中継所について、隅田川堤防工事の工	として機能しているものであり、現時点においてもその普遍性は変わっていない。不燃ごみ中継施設における用地賃借料についても、平成25年度以降算定実績がないとしても、施設が存在する限り、移転及び改築等により将来発生する可能性がある経費であることから、算定を廃止する都案は妥当ではない。	目として整理する。
7	の改築・プラント 更新経費加算の廃 止 (態容補正)	不燃ごみ中継施設は、不燃ごみ量の減少等により廃止が続いており、現状では2施設となっている。また、改築等の予定がないことを当該施設を有する2区に確認している。本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込みもないことから、算定を廃止する。なお、廃棄物処理体制が不燃ごみ中継施設を含めて機能しておることは理解しており、将来的に改築等が想定されていることは理解しており、将来的に改築等が想定されており、実績が見込めないため、廃止を提案しているもの、実績が見込めないため、廃止を提案しているものではなく、改築等の可能性が生じた段階で、改めて財調協議の場で協議し対応すべきものと考えている。	として機能しているものであり、現時点においてもその普遍性は変わっていない。また、これまで算定実績がなく、現時点で改築等の計画がないとしても、中継施設の改築・プラント更新の経費は、施設が存在する限り、将来明らかに発生する経費であり、当補正は継続すべきである。	目として整理する。

No.	正万法の兄担し寺 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	農業委員会運営経 費の見直し (態容補正)	農業委員会運営費における特定財源について、農業委員会 交付金の実績を踏まえ、算定を見直すこととし、区側の意 見を踏まえ、農業委員会設置区の平均によらず、農地面 積、農家戸数等の平均規模で設定した。	実際の農業委員会交付金は農地面積、農家戸数等を基準と して算定を行っているにもかかわらず、農業委員会設置区	協議が整わなかった項 目として整理する。
9	見直し (態容補正)	態容補正で加算しており、現行算定は、事業実施区が9区しかないにもかかわらず、該当世帯のある20区に経費を加算している。 そのため、農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直すものである。結果的には、事業実施区のうち6区のみの算定となるが、その捕捉率は66%となり、捕捉率が222%と過大であった現行算定と	事業実施区は9区だが、農業委員会を設置している6区に限定することは、事業を実施しているにもかかわらず、算定されない区が生じることとなる。農業委員会設置区と本算定内容との関連性も明らかになっておらず、都案は妥当ではない。 なお、都区双方で検討していくことに異論はない。	

<u> </u>	<u> 足万法の見直し寺</u>	(ソンさ)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	施行事務費の見直し	公有地拡大推進法施行事務費について、調査したところ、経費発生区は11区であり、節毎の状況を確認しても、と考えるが、第の7区が最多の節であるため、算定廃止すべき事業については法施行事務であり、予算化せでは事業実施している区があることを踏まえ、節定廃止ではなく、経費を縮減した上で全国定とし、都市整備総務であり、23区総体の充足を超えるべきではないを移行する。なお、本提案は各区の決算額を基にした見直し案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべき実績の23区平均により標準区経費を設定した。また、決算実績がある区のみに着目し、現行算定におけるの表に、決算実績がある区のみに着目との平とも見直しを表さい、決算実績がある区のみに着目とのではかり、の次となっており、既定経費の存在を踏まえずとも見直しを行う必要があると考える。なお、財調制度は、区ごとに算定した基準財政政会を行う必要があると考える。なお、財調制度は、区ごとに算定した基準財政政的を行う必要があると考える。	由で決算額を回答していることから、23区平均により標準区設定をしていることから、妥当ではあり、経費費の性でについても、本事業は個別の法定事務であり、都案は妥妥をして、本事業は個別の法定事務であり、相当を行うもである。本は、法定事務であり、届出や通知を行うもできる。当まから、少なの実態をもとに経費でいると、第2年間があり、既定経費では、居出実績がある区のは、居出実績がある区のであれば、その点も踏まえて設定すべきと考える。また、決算実績がある区ののであれば、その点も踏まえて設定すべきと考える。また、決算まがある区ののであれば、その点も踏まえて設定すべきと考える。また、決算までは、おりであれば、その点も踏まえて設定すべきと考える。また、決算は、おりである。とは、おりである。とは、おりでは、おりである。とは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりで	協議が整わなかった項目として整理する。
11	見直し	補助実績との乖離が確認できた以上、補助対象外経費の整理を待たずに見直しを行うべきと考えるが、事業を実施している区側から「国庫補助対象事業を実施するために必須となる補助対象外経費」について具体的に示されない限り、都としてはこれ以上見直し案を検討することはできない。 区として「国庫補助対象事業を実施するために必須となる補助対象外経費」があるのではないかと主張するのであれば、次年度以降、区側自らが調査・確認したうえで、明ら	返して事業費を設定しており、補助対象事業費を含めた特別区の実態を踏まえていないことから、都案は妥当ではない。 国庫補助対象事業を実施するために必須となる経費が補助対象外経費としてあれば、算定すべき事業になると考えられるため、国庫補助対象外事業を含め、事業登額、特定財源などの状況から特別区の実態をもとに標準区経費を設定すべきと考える。 また、補助実績との乖離についてであるが、補助対象事業費が国庫支出金及び都支出金から割返した経費以上にあるのかないのか、都側の調査結果からだけでは確認すること	目として整理する。

<u> </u>	<u> 定万法の見直し寺</u>			-
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12		土木費では、道路の更新・改修を含め、全ての区道の改良		
	見直し	工事に要する経費を算定している。一方、都市計画交付金		目として整理する。
	(態容補正)	の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費について		
		は、事業費の実額に基づき算定された交付対象経費におけ		
			で算定するのではなく、全額を都市計画交付金で賄うべき	
		他諸費で算定している。そのため、都市計画道路の更新・		
		改修を行った場合、土木費における算定額と、都市計画交		
		付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生		
			いる。しかし、都市計画公園整備事業における都市計画交	
			付金算定対象の地方負担額は、財調単価を上限にして面積	
		象の地方負担額と本態容補正による減算額が一致せず、財		
			事費の減算と同様の考え方であり、齟齬は生じていない。	
		具体的には、令和2年度について、1区1事業に対し、態容補		
		正による減算を行い、当事業の地方負担額は約1億6千6百万		
		円である一方、態容補正減算額は約56万円となり、約1億6		
			額が同額となっており、財源保障がなされていないことが	
		見直した事項を反映している令和3年度については、1区1事		
			道路改良工事費と公園費で減算方法が異なるのは、都市計	
			画交付金の単価設定が道路と公園で異なることによるものできることがより、 いまればいると関している。	
		となってわり、5日万円も宗訂に極鼻されることとなってい  る。さらに、令和2年度の事例について、昨年度協議の見直	であることから、財調単価を上限としている都市計画公園  乾佛恵業の単伝記字な見声せざましまえる。	
			登伽事業の単価設定を見直すべると考える。 なお、他の都市計画交付金算定事業と同様に、都市計画公	
			はお、他の都市計画交付金昇足事業と同様に、都市計画公園整備事業における単価を実績に変更してもらえれば、当	
		刀貝担領と   外井領の左は、また約1億4日刀自もめる。	園室備事業における単価を美積に変更してもらえれば、当然に公園費の態容補正も道路改良工事費と同様に、財調単	
		このように、地方負担領と個鼻領が一致セリ、その相米、   令和2年度に関しては減算額が過少、また令和3年度に関し		
		ては減算額が過大となっており、区間配分の公正性・公平		
		性が担保されていないため、減算額を「都市計画交付金算		
		定対象の地方負担額」へ見直すことを提案する。		
		また、現在、道路と同様に、都市計画交付金により算定さ		
		れた公園事業の改修に要する経費を公園費の態容補正によ		
		り減算しており、その減算額は、都区間で確認の上、都市		
		計画交付金算定対象の地方負担額をそのまま減算すること		
		としている。なお、都市計画公園整備事業の都市計画交付		
		金の算定にあたっては、財調単価又は実施単価のいずれか		
		低い額としており、実施単価がどのような単価になろうと		
		も、都市計画交付金算定対象の地方負担額と財調の公園費		
		における減算額は一致するため、財調算定上、道路橋りょ		
		う費と公園費の減算額の考え方に齟齬が生じている。		
<u> </u>				

	足力及り元直し守		T	
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	ブザー)の見直し	学校運営費の防犯ブザーに係る経費について、1個あたりの 単価が実態と乖離しているため、小学校費については単価 の見直しを行い算定を充実する。また、中学校費は実施区 が6区のみであることから算定を廃止する。		小学校費(学校運営費 (学校運営で) (防犯ブザー)容を見 で で り いて、 算定内容を費(学校 で 、 中学校費(別 で 、 サ で 、 サ で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り で 、 り に り 、 り に り に り に り に り に り に り に り
14	廃止		都案は妥当ではない。	

## 【区側提案事項】

# 1 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	職員健康管理費	を踏まえたものであるとのことだが、財調においては地方 交付税制度同様25%の自主財源比率が設定されていること から、該当する人数は除くべきである。 また、委託料単価についても適正な水準とのことだが、各 区で大きな単価差が発生しており適切ではない。 平成22年度財調協議では、区の実態の人数からではなく、 財調算定上の適正規模を精査した上で、単価・規模を設定	職員健康管理委託及びストレスチェック委託並びに雇入時 健診に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を 充実する。 対象となる会計年度任用職員の人数は、特別区の実態を踏 まえたものとなっており、標準区経費として適正な水準で あると考える。また、平成29年度財調協議において見直 れた際、職員健康管理委託及びストレスチェック委託にお ける非常勤職員等の人数は、区の実態の人数により算定し ており、本提案においても、平成29年度財調協議同様、会 計年度任用職員等の実態人数により算出していることから も妥当であると考える。	目として整理する。
	活動支援費	区側の調査結果には、他の項目において算定済の事業が散見され、精査ができていない。また、年度によって各事業の実績にばらつきがあることからも、標準区経費の設定にあたっては、精査する必要があると考える。	まえ、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実	目として整理する。
	トワークシステム 運営費	区側提案は、各区の経費にばらつきがあることから、一部の突出している区を含め、精査する必要があると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	いて、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改	ワークシステム運営費

No.	り以而安領の調金と 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	会計管理費(預金 利子)	預金利子収入は、市中金利の影響を受けるものであり、同様に市中金利の影響を受ける元利償還金の利率は毎年度変動させていることから、毎年度メンテナンスすべきと考えるが、各区への調査結果に基づく利率によるメンテナンス方法の困難性に鑑み、3年に1度を目安とした定期的な見直しを行うことを前提として、区案に沿って整理する。	る。また、今後、3年に1度を目安に直近3か年の各区の預金 利子収入額を参考にして見直し提案を行うこととしたい。	会計管理費について、 算定内容(特定財源)
5		分不可として経費積算から除外となっている区が多く、適切な標準区経費の設定となっていない。また、実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではない。しかしながら、区側修正案は都側意見を踏まえたものとなっており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。公共施設等総合管理計画については、決算額が最大の区と最小の区で大きな差が生じているが、委託だけではなく職員により計画策定している区もあるという理由であり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区	計画策定経費、実施計画策定経費、公共施設等総合管理計画策定経費、区民意識調査経費を提案対象事業とする。都側の意見を踏まえ、基本構想・基本計画・実施計画の策定経費については、経費按分不可の区について、経費計と区の経費比率から経費を算出し、決算平均により標準区経費を設定した。また、実施区の平均ではなく、未実施区も含めた平均で標準区経費を設定し、改めて標準区経費を設定した。区民意識調査については、都側より平成30年度財調協議時の提案と比べ実施区数に乖離が見られるとの指摘を受けため、次年度以降、再度内容を精査した上で提案すること	算定内容(職員手当等 及び個別施設計画策定 経費以外)を見直す。 な民意識調査に ついては、協議が なかった項目として整 理する。
6				て、算定内容(経費全

	財政需要額の調整す			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	援事業費(被保護者 就労準備支援事業 等)	区側提案は、既に算定されている生活困窮者自立支援事業費のうち、被保護者就労準備支援事業について算定を改善するとともに、現在算定されていない被保護者健康管理支援事業を新規に算定すべきというものである。標準区経費の設定に当たっては、既算定経費と同様に、前年度の国庫内示額に基づくとともに、算定対象とする事業については、これまでの見直しにあわせ実施区数が半数以上の事業にすべきと考えるが、この点を踏まえ標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	持及び増進を図るための被保護者健康管理支援事業に係る 経費を新規に算定する。併せて、被保護者就労準備支援事 業に係る経費について、国庫補助事業の改廃を踏まえ、算 定を改善する。 令和3年度財調協議を踏まえ、半数以上の区が実施している 事業の前年度内示額にて改めて標準区経費を設定した。	事業について、新規に 算定する。 また、被保護者就労準 備支援事業について、
8	個別計画策定経費	また、地方交付税においては、優先度が高い避難行動要支援者への計画作成経費が措置されており、おおむね5年程度で作成に取り組むこととされているため、令和8年度までの	努力義務化された、避難行動要支援者個別計画策定に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、地方交付税に準拠したモデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。 また、地方交付税においておおむね5年程度とあるが、法に基づき行う事業であることから、時限算定とする必要はないと考える。しかしながら、現時点では当初に提示した恒常的な算定とする内容では、合意することは困難であるの	計 画策 定 経費 について、新規に算定する。 なお、令和3年度再調整 項目として算定する。
	助成費(オンライ ン資格確認システ ム運営負担金)	本経費は、法定内繰出金にあたるものではないことを、厚 生労働省に確認しており、法定外繰出金となる本経費は、 算定対象とならない。	インでの被保険者資格確認が開始されたことに伴い生じる オンライン資格確認システム運営負担金を新規に算定す る。	目として整理する。

No.	<u>関以而安領の調金を</u> 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	容補正】国民健康 保険事業助成費 (子どもに係る国 民健康保険料の均 等割額の減額措 置)	区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区 経費として合理的かつ妥当な水準にあるため、区側修正案 に沿って整理する。 なお、次年度以降の標準区経費については、各区の未就学	保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減する経費を新規に算定する。また、現行の均等割保険料軽減と同様に、当該区の未就学児の多寡により割増又は割減となる態容補正を設定する。都側の意見を踏まえ、令和2年度単価により改めて標準区経費を設定した。 次年度以降の標準区経費の設定方法等における都案につい	正】国民健康保険事業 助成費(子どもに係る 国民健康保険料の均等 割額の減額措置)につ いて、新規に算定す る。
	度事業助成費 (健 康診查委託料)	するが、制度設計上、一般財源負担は発生しないことから、財調上は算定対象としない」こととした。本経費は、広域連合からの委託事業であることから、その単価差は、委託者に求めるべき経費であると考える。また、基本項目以外の健診項目については、広域連合からの委託でありながらも、一部区の負担が発生していることは承知している。しかし、本事業は努力義務とされ、その実施主体は広域連合となり、さらに、委託事業の中で各区で財政状況を勘案の上、独自の政策的判断等により上乗せ相当分として実施しているものであることから、財調上の算	係る経費を新規に算定する。 平成20年度財調協議において、制度設計上、一般財源負担 が発生しないとされたのは、特定健診の健診項目のうち、 腹囲を除く基本項目である。基本項目における委託単価 は、東京都後期高齢者医療広域連合から示されるが、実態 として全区において契約単価との間に単価差が生じてい る。 基本項目以外の健診項目について、東京都後期高齢者医療	目として整理する。

<u> </u>	財政需要額の調整し			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12	業費	児童福祉費で標準算定されている他の施設と同様の単価や 年度事業量を用いて算定することについて、考え方を整理	いて、算定を充実する。 令和3年度財調協議において都側から指摘のあった、積算に 用いる施設面積のばらつきや、プレハブ等の仮設施設の取 扱いについては、複合施設等の面積を精査したほか、投資 的経費の設定において、プレハブ等の仮設施設に係る面積 を除外し、標準区施設面積を積算している。 都側の意見を踏まえ、標準区経費の積算に用いる数値を令 和2年度決算額から令和元年度決算額に置き換え、報酬の1 クラブ当たり配置人数については現行算定を据え置くとと もに、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	児童クラブ事業費について、算定内容(経費 全体)を見直す。
	給付費等	区側提案は、全ての加算項目を対象に調査し、そのうち半数を超える園が加算されている項目をモデル経費として標準区設定していることが確認できた。合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区案に沿って整理する。	いて、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。	私立保育所施設型給付費等について、算定内容 (扶助費、特定財源)を見直す。

至午	財政需要額の調整」	見日(フラさ)		
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	認定こども園施設 型給付費等	区側提案は、全ての加算項目を対象に調査し、そのうち半数を超える園が加算されている項目をモデル経費として標準区設定していることが確認できた。合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区側修正案に沿って整理する。	等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。	こども園施設型給付費 等について、算定内容 (扶助費、特定財源) を見直す。
	所等)	の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とされ、同法施行令において、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、こののでは、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされて、私立施設の施設型給付費、及び地方財政措置とされる公立施設の施設型給付費は、国基準の利用者負担額を前提に対ること、を踏まえ、都区財政調整における標準によるべきものと考えている。なお、市町村における国基準との差額の負担については、対応しているものと考えられ、都区財政調をによいてよりも同様に25%の自主財源が設定されている。	ろ、現行の国基準の算定と大きく乖離している状況が、改めて明らかとなった。財調においても、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきと考える。都内市部や全国自治体との比較においても、特別区の保育料水準が、一般的な市町村における保育料の水準から乖離しているとは言えないため、特別区の実態を踏まえた設定の方が、国が定める上限額による設定よりも、標準区における保育料設定としては適切であると考えている。	目として整理する。
16	女性福祉資金貸付 金	区側提案は、実施区が少数となっている貸付金を廃止するだけでなく、これまで算定していた貸付金が償還されるよう標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。		ついて、算定内容(貸 付金、特定財源)を見

	別以而安領の調金 <sup>は</sup> 「 <sub>佰日</sub>		マの老うち	<b>拉镁紅</b> 里
No. 17	項目 保育室運営費等事 業費	都の考え方 区側は、保育室の設置箇所数が減少していること、今後さらなる減少が見込まれていることから廃止提案をしているとのことであるが、平成25年度財調協議の時点で実施区は7区のみであり、既に普遍性はなかったものと考える。区案は、これまでの都の主張と合致するものであり、廃止が妥当と考えるため、区案に沿って整理する。	り、今後も減少傾向が見込まれることから、算定を廃止する。	
18	住宅宿泊事業経費	標準区経費の設定に当たり、経費発生区のみの決算平均額を取っている点については、精査が必要であるが、経費未発生区を含めて積算した区側修正案は、おおむね合理的な水準になっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 今後、新型コロナウイルス感染症や観光業の状況等に変化が見られた際には、再度検証を行うべきである。	等に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、経費未発生区を含めて積算するな	いて、新規に算定する。
19		胃がんリスク検診については、厚生労働省健康局長通知別添の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診ではなく、平成29年度財調協議においても、本指針に基づく検診ではないことから不調となった。現時点においても本指針に変更はないため、標準的な需要とはいえない。	に算定する。 指針に位置付けられていないことをもって算定しないので はなく、各区が実施している状況を踏まえ標準算定すべき	目として整理する。
20	理経費	所当たりの規模を分析し、標準区としてのあるべき需要に	喫煙防止条例」に合わせて整備されている公衆喫煙所について、維持管理に係る経費を新規に算定する。 今回の協議では、経費設定が課題であることが明確になっ	目として整理する。

	財政需要額の調整項		<u>.</u>	
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
21	(両親学級)	既存算定の母親学級は長年見直しがされておらず、核家族化の進行、育児不安の増加等、母子の健康を取り巻く諸状況が変化していることも鑑みると、事業モデルを両親学級とし、既存算定の一体的見直しを図る区側提案はおおむね妥当と考える。しかし、標準区経費の設定に当たっては、区の実績をもとにしたものであり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	を踏まえ、母子保健指導費 (母親学級)を母子保健指導費 (両親学級)と統合し、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、経費未発生区を含めて積算するな	
22	その他施設	施設整備計画の作成にあたってはごみ量を推計することに なるが、人口については、令和12年をピークに減少見入まで では、令和22年の区部大口の予測」(平成29年3月・とで では、令和22年の区部東京』(中成29年3月・見いまな 都)では、今和422年の区が第52万人まで減少見見いまなっており、「『未来の東京』戦略」(今和3年3月・見っており、「『未来の東京』戦略」(今和3年3月・見っており、「も、令後50年間の需要を見込むにあたって を選を考慮すべき設整備計画では、建替が、施設を確保した。 大口においても、今後50年間のでは、建替が、施設を確保とを構造し、、区側提案の施設整備計にするを確保と、各種ととを構定は、力を確保ととの。3%年度により、のな全量とを構造し、4を企業をでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	務組合の一般廃棄物処理基本計画の改定を踏まえ、算定を 改善する。 50年間の施設整備計画及び財源計画は、東京二十三区清掃 一部事務組合において策定したものであり、妥当であると 考える。	他施設について、算定 内容(経費全体)を見

<u> </u>	財政需要額の調金り			T
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	企業関連資金融資 あつせん事業 (緊 急対策分))		策分))について、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業への融資あっせんの利子補給に係る経費を新規に算定する。また、令和4年度以降の経費を令和4年度から令和10年度にかけて時限的に算定する。現状のままでは合意が困難であるため、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。令和5年度以降の算定分について、実績が判明した段階で、見直しを行うことに異論はない。	関連資金融資あっせん 事業(緊急対策分)) について、新規に算定 する。
	興費助成)	区案は、実施区数が少なく普遍性のない事業も含んでおり、また、既存の核となる事業は維持したまま、その核に 属する事業を整理したものであり、改めて核となる事業を	の経費全体を見直し、算定を充実する。 平成30年度財調協議での都側の意見を踏まえ、各区の工業 振興助成における実施事業をすべて検証し、本経費で算定 されている各事業が継続して実施されており、経費につい ては、増加していることが確認できた。これらを踏まえ、 算定を充実すべきと考える。 区案は、区が現時点で実施している事業をすべて挙げて整 理した結果、既存の核となる事業の継続が確認できたもの であり、既存事業を維持したまま整理したものではなく、	目として整理する。

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1101				
		区側提案は、規模となる人数、回数や日数を見直すものだが、単価は変えずに決算額を除したものであり、経費設定方法として妥当ではない。標準区経費の設定に当たっては、事業の実施目的や内容を詳細に把握し、単価、人数、回数等の規模を分析する必要があり、その上で、標準区としてのあるべき需要に見合った経費設定とすべきである。	え、算定を充実する。 なお、決算額を単価で除する経費の設定手法はこれまで多 くの事業でとられており、それを以って妥当でないという べきではない。	目として整理する。
	設備定期検査報告 に係る予備審査等	まえ、標準区経費に係る件数を直近の令和2年度実績に基づき設定しており、その妥当性についても確認することができたことから区案に沿って整理する。ただし、年数の経過等により、実態との乖離が確認できた場合は、適切に見直	の防火設備定期検査報告に係る公益財団法人への委託料について新規に算定する。 本事業における定期検査報告は、本来、毎年報告が必要であるが、報告に関する経過措置が令和元年5月31日まで設けられており、その経過措置後の平準化された件数実績が判明するのは令和2年度実績からである。経過措置以後の報告件数については、年度間で大きなばらつきが生じるもので	に係る予備審査等業務 委託について、新規に 算定する。

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27 雨	· 大震診断支援等事 主費	都は、令和3年3月に耐震改修促進計画を改定し、耐震化の新たな目標を示すとともに、目標達成に向け、更なる取組を推進することとしている。また、当計画の中で、都耐度、監市町村が実施する普及啓発に係る経費や耐震診断・住民の財成に係る経費を補助することとしている。その計算区経費の設定にあたっては、現在実施されておめ、標準区経費の設定にあたっては、現在実施される都補助事業や国補助事業や国前提に、特定財源の額に力に多定すべきと考える。また、時定財源の名で設定するの会担割合や補助限度額等に基づき、業費に見合った額で設定すべきと考える。耐震診断等助成費に係る事業費単価については、国補助・	本事業は、住宅の耐震化率の目標を令和2年度までに95%とする都の耐震改修促進計画に基づき、令和2年度までの時限算定となっていた。今回、都の計画が改定され、目標が令和7年度までにおおむね解消となったことから、耐震診断支援等事業に要する経費を、令和4年度から令和7年度にかけて時限的に算定することを提案する。都側の意見を踏まえ、特定財源、事業費単価、事業件数について以下とおり精査し、改めて標準区経費を設定した。特定財源については、現在実施されている都補助事業における直近の令和3年度の負担割合や単独事業に係る経費を除くなど、設定根拠となる実績を改め事業に係る経費を除くなど、設定根拠となる実績を改め事業に係る経費を除くなど、設定根拠となる実績を改め事業に係る経費を除くなど、設定根拠となる実績を改め事業にの上、国や都の補助限度額の範囲内で設定した。事業件数を設定した。	耐震診断支援等事業費 について、新規に算定 する。 なお、令和3年度再調整 項目として算定する。

基準	<u>隼財政需要額の調整項目(つづき)</u>				
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
28	整備・不燃化促進事業(まちづく	業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」算定とする 区案は、区間配分の公正性・公平性からも妥当であるため、区案に沿って整理する。 なお、財調制度は、区ごとに算定した基準財政需要額から 基準財政収入額を差し引いた不足額を特別区財政調整交付 金として交付することで、各区の財源保障を行うものであ り、個別事業の財源を保障するものではない。	れた、防災生活道路整備・不燃化促進事業に係る経費について、まちづくりに要する事業費を加算する態容補正によ	燃化促進事業(まちづくり)について、新規に算定する。 に算定する。 なお、当事業が終了する 都補助事業をでの第年度までの算	
29	学校運営費(学校			リサイクル回収事業費 について、新規に算定	
30		あると考えることから、区の調査は国の調査の上乗せ事業 であり、財調上で算定すべき標準的需要ではないと考え	把握するため行う学習状況調査に係る経費を新規に算定する。 国が行っている調査とは実施目的、対象学年や科目数等が		
31	学校運営費(家庭	各区で実施している事業の対象者が精査されておらず、現時点において、本事業を標準区経費としての妥当性を判断することができない。			

	<u>財政需要額の調金」</u> □ □ □ □		区の老さ士	<b>护</b> 発灶田
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
32	【小・中学校費】 学校運営費(学校 教育 I C T 化関連 経費)	運用保守経費については、令和3年度財調協議で合意した教育用コンピュータ整備費に付随した経費であり、また、23区で実施しており普遍的に発生している需要であることが確認できたことから、標準区経費の設定については区案に沿って整理する。なお、国がGIGAスクール運営支援センター整備事業として運用保守事業を対象とした補助事業の創設を予定していることから、国事業の内容や水準、補助創設後の区の決算状況を踏まえ、改めて経費設定の妥当性を判断する必要があるため、国が運用保守事業に対する補助制度を創設した年度の翌年度までの時限算定とすべき	児童・生徒一人一台のPC導入に伴う、運用支援及びヘアクの設置に係る運用保守経費並びに学習用フェアライセンス料を新規に算定する。 運用保守経費については、GIGAスクール運営支援、ファライセンス料を新規に算定する。 運用保守経費について程度の関連性がよる事業との一定程度の関連性が高いた。 ター整備事業との一定程度の関連性が高いた。 多の関連性が高いた。 をはまた。 があることとでは、の動すない。 をはないないことのでは、 ののではないない。 とののでは、 ののではないのでは、 ののではないののでは、 ののででのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのでは、 ののでのででのでいては、 ののでのでいては、 ののでのでいては、 ののでのでいるのでのでいる。 は、 ののでのでいるのでのでいる。 は、 ののでのでいるのでのでいる。 は、 ののでのでのでいる。 は、 ののでのでいるのでのでいる。 は、 ののでのでいるのでのでのでいる。 は、 ののでのでいるのでのでいる。 ののでのでいるのでのでのでいる。 は、 ののでのでいるのでいる。 ののでのでいるのでいるのでいる。 ののでのでいるのでいる。 ののでのでいるのでいる。 ののでのでいるのでいるのでいる。 ののでいるのでいるのでいるのでいる。 ののでいるのでいるのでいるのでいるのでいる。 ののでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいる。 と、 ののでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいる。 と、 ののでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでいるのでい	教育保守によりでする。 お言語を表示している。 お言語を表示している。 お言語を表示している。 を表示している。 でファントには、できる。 でファントには、できる。 では、できる。 では、できる。
33	学校運営費(授業	標準区経費の設定について、積算内容の精査が必要である という点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準	区の実態を踏まえた算定とすべきものと考える。 学校運営費について、授業目的公衆送信補償金を新規に算	授業目的公衆送信補償金について、新規に算
		工事請負費と委託料で標準区経費を設定した区側提案は、 既に教育費で算定している普通教室等と同様にリース経費 とすべきである。区側修正案はリース期間満了後に無償譲 渡を受けている事例を除外しているものの、事例も少なく 影響も小さいことから、区側修正案に沿って整理する。 なお、無償譲渡等の事例は今後増加することも考えられる ことから、見直しにあたっては当該事例についても、しっ かりと反映すべきである。	整備及び保守点検に係る経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、リース設置により改めて標準区経費 を設定した。	経費について、新規に

	<u>別以需安額の調金を</u>		<b>ロカサンナ</b>	おまか 田
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	職員費(部活動指導員報酬)	区側修正案は、時間当たりの単価については都補助単価を 基に設定すべきであり、一校あたりの時間数については全 区平均とすべきとした都の意見を踏まえたものであり、合 理的かつ妥当な水準であることから区側修正案に沿って整 理する。	経費を新規に設定する。 都側の意見を踏まえ、都補助単価をもとに単価設定を行う。また、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	いて、新規に算定する。
36	学校図書館システム運営費	区側修正案は、学校図書館システムが学校ごとに導入されているものであれば測定単位学校数に比例する経費として設定すべきという都の意見を踏まえ、標準区経費として合理的かつ妥当な水準となっており、システムの導入に伴い縮減される経費についても令和3年度財調協議の学校司書に関する見直しにおいて反映されていることが確認できたことから、区側修正案に沿って整理する。	る。 学校図書館システムは一般的に学校ごとに導入されている ため、都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定す	営費について、新規に
37	者負担軽減事業費	し、その責任をもって定めたものであり、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であると考える。そのため、都事業に対する上乗せとして実施している本事業については、財調上の「あるべき需要」ではなく、都事業が廃止されるといった状況の変化がない限り、議論する必要はないものと考える。	その負担を軽減するため、保育料等の補助を行っているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案する。 幼児教育・保育の無償化が行われた令和元年10月に、国は30万8,400円を無償化の基準とした。これを受けて、都は当時の都内幼稚園の平均保育料が33万円であることから、生	目として整理する。

	財政需要額の調整項			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
38	進事業費	障害者スポーツの普及促進は重要な事業であると認識しているが、具体的な事業内容の精査がなされておらず、対象とする事業の普遍性やその妥当な水準について明らかにされなかったことから、現時点において、本事業を標準区経費として算定する妥当性を判断することができない。	新規に算定する。 障害者スポーツを通じた健康長寿社会や共生社会の構築等	目として整理する。
	運営費(部活動講師謝礼等)		係る経費について、特別区の実態を踏まえ、1校当たりの経費を見直し、算定を充実する。 部活動指導員と同一期間における活用状況を確認する必要はないという考えに変わりはない。	目として整理する。
40		区側修正案は、施設機能強化推進費加算についても他の加算項目と同様に扱うべきという都の意見を踏まえて修正しており、全ての加算項目を対象に調査し、そのうち半数を超える園が加算されている項目をモデル経費として標準区設定していることが確認できたことから、合理的かつ妥当な水準であると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	て、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、施設機能強化推進費加算を除外、及 び経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	費について、算定内容
41	放課後子ども教室 推進事業費	特別区の実態を踏まえた提案とのことであるが、具体的に対象としている事業内容等が精査されておらず、区側提案の妥当性を判断することができない。また、本事業については平成26年度財調協議において言及した「東京都放課後子供教室推進事業費補助金算定基準」があるべき妥当な水準であると考える。	まえ、業務委託による設定に見直すとともに、算定を充実 する。 都補助基準が特別区の事態を捕捉できていない現況を踏ま	目として整理する。

42 35人学級への対応 標準行政規模の見直しにあたって、都側が区側に指摘した 令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教 35人学級への 測定単位「学級数」に係る経費について、見直すべき経費 職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施いて、標準	協議結果
営費の全般的見直しを行う際に、当該経費についても合わ 本提案は、この法改正に伴い、標準行政規模の小学校費等 数)を見直す。 せて見直すとした区側の見解に異論はない。また、同様に における児童数を見直すとともに、普通教室の不足に対応 特別教室等の 指摘した要保護準要保護児童就学援助費の積算方法につい するため、特別教室等の普通教室への転用経費を算定する への転用経費	をへの対応につ 標準行 乗 乗 児 童 生 直す。 医等の普 通 教 室 員 経費 につかっ 食が整わなかっ

## 2その他関連する項目

No.	<b>項目</b>	都の考え方	区の考え方	協議結果
- 1.01	特別交付金	特別交付金の割合についる5%に変更するる。 平成19年の都区協文案を提示して都区で合意し、改正したものである。 各区においては、その地理的、社会的 諸条件に応強自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。 が対応 3 に対応するを関係では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次であると考えるという。 こうした財政需要を考えるという。 こうした財政需要を考えるという。 こうした財政需要を考えるという。 こうした財政需要を考えるという。 こうした財政需要を考えるという。 また、区側からの「各区は、現行金のに基本とのが必要であると考えるというに、第定のあると考えるというに、第定のあると考えるというにで、当時では、「対のに、「対のに、「対のに、「対のに、「対のに、「対のに、「対のに、「対のに	「特別交付金の割合の引き下げ」と「算をした。 「特別交付金の割合の引き下げ」と「算定の透明性・公平性の向上」について、具体的な提案をした。「特別交付金の割合の引き下げ」について、の例年の財調協っていなの割合の引き下げ」について、定対象にはえる場でで、を都側からは「普通交付金の実を大きき着返されている。との主張が、5%が必要である」との主張がであるには、5%が必要である」との主張がであるには、5%が必要である」との主張がであるには、5%が必要である」との主張がであるのはないであるには、5%が必要である」との割合が5%であるのはないであるには、5%が必要であるの割合が5%であるのはないであるには、5%が必要であるの割合が5%であるのはないであるの割合が5%であるのは当時であるには、5%が必要であるの割合が5%であるのまであり、現行の特別交付金の割合をものがが行った。 各区がおり、現行の特別交付金の割合が5%であるのはないに見合う規模もも今後の割合が5%であるのはからの割合のでありがであるのはは、でとのががのはは、年のでは、でといる。 といるがいて、「算定の透明性・公とのでのは、昨年での前には、時別交付金の割合の引きをがいて、「算定の透明性・公として、明確いとでいる。具体のには、毎年度全に対してのは、毎年度全に対している。具体のには、毎年度全に対した。といるのである。といるものであり、何ら問題はないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

### 2その他関連する項目(つづき)

27	の他関連する埧目			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	都市計画交付金		都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、	
			都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しを行うべきと	
			考える。	
			近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令	
			和2年度にかけて約216億円の増収となっており、特別区の	
			都市計画交付金対象事業費についても年々増加傾向となっ	
			ている。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29	
			年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は	
			年々低下し続けている。	
			今後も市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画   事業の増加に伴い、更なる特別区の一般財源負担と財調財	
			源への圧迫が見込まれる。	
			これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交	
			付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合	
			うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早	
			急に求める。	
			また、これまでも再三情報の提示を求めているにもかかわ	
			らず、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充	
			当事業の詳細は明らかにされていない。特に目的税である	
			都市計画税の使途については、国は、議会や住民に対しそ	
			の使途を明らかにするとともに周知することが適当である	
			としている。都知事の目指す都政の透明化を図る意味から	
			も、区側が求める情報の開示を求める。	
			都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の	
			対象事業の見直しや、交付要件の緩和等については、財調	
			協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、本来的に	
			は財調協議の場で議論することが相応しいと考える。しか	
			しながら、本年8月の都への予算要望等でも申し上げたとお	
			り、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方につい	
			都市計画状定権限等を含めた都市計画事業のあり方につい   ての協議体を設置することも含め、まずは議論に応じてい	
			Cの協議性を設置することも古め、よりは議論に応してい   ただくようお願いする。	
			ににくよノ40mgviyる。	
	1			

## 2その他関連する項目(つづき)

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	誤納還付金の取り 扱い)	平成21年度以降の累計額は約2,800億円にもなる。 都財政に深刻な影響を与えており、看過できない状況であることから、引き続き国への提案要求を行っている。 過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、今年度も引き続き国へ法改正の提案要求をしているものである。	過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきた。このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っている。例年申し上げているが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたい。	

## 3財源を踏まえた対応

取源を踏まえた対応の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設と が一斉に更新の時期を迎え、学校をはじめ、公共施設の多 くは災害時における避難所に指定されていることからも、 若朽化対策が喫緊の課題となっていることを的また。、 名特化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共 施設改業経費を臨時的意定すべきとの最栄であるが、「令 加3年度再調整」の協議でも申し上げたとおり、時今の地震 の発生状況や、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下地震が起こると予測されていることを考えている。 ことができることができておらず、雑総検討課題とした項目も含係る元利信置金相当所 の発生状況や、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下地震が起こると予測されていることを考えている。 ことから、必要な弦繁は適時行うことが求められるのとと考えている。 さとから、必要な弦繁は適時行うことが素的表すが存在したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで 対応した経緯もあるため、区側の提案でのが存在したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで 対応した経緯もあるため、区側の提案でで存在したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで 対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側として、現在の協議状況及び特別区の現状の対応として、公共施設改業工事 したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで 対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としては、現在の協議状況及び特別区の現状の方にといる。 そこで、区側としては、現在の協議状況及が特別区の現状の方に会して、公共施設改業工事 したことから、今回の提案とついては、都側とし、財際及付金に係る地方権収入相当額の前倒し自立を勘案し、財産及行係を地方代入相当額の前倒し知ら、部制計画交付金に係る地方様収入相当額の前倒しな経済を関いの対応に管することとする。 東市計画交付金に係る地方様収入相当額の主により、財産が最近での資産は、医とが大きくはないこと、ま定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況、時の対応に管することとする。 また、この共施設改養工事費の前倒し算定に加え、各区の財政健全化を図る截点から、部側から。都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定にかるり、との財政健全化を図る截点が表別で発生機の不況、表別では、後年度の財源状況を見ると、都全の経済を持続に対いては、後年度の財源状況を見ると、都全の経済を持続の前別と算定といるが、合和年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定といて、公共施設改験工事費の臨時的算定及び業務教育施設の前別と算定がに、第年の報等に係る元利債連合相当額の前例と算定がに、第年の経済では、とし、本の財政健全化を図る截点が対して、公共施設改験工事費の臨時的算定及び業務教育施設の前別で算定が対して、公共施設改験工事費の臨時的算定及び業務教育施設の前別で算定が定して、公共施設改業工事費の臨時的算定及び業務教育施設の前別で見定がでは、大の社会の対しに、後年度の財源状況を持定したのとなって、公共施設改革工事費の臨時的算定を必要を構定したものとなって、の財政健全化を図る額に対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、といまして、企業の対しに対して、企業の対し、といまして、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対して、企業の対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対して、企業の対しに対しないで、企業の対して、企業の対しに対して、企業の対して、企業の対しに対しないないで、企業の対しに対しないないで、企業の対しに対して、企業の対しに対して、企業の対し、企業の対し、企業の対し、企業の対し、企業の対し、企業の対し、企業の対しに対しないで、企業の対しに対しないで、企業の対しに対しないで、企業の対しないで、企業の対し、企業の対し、企業の対しに対しないで、企業の対しないで、企業の対しないで、企業の対しないで、企業の対しないで、企業の対しないで、企業の対しないで、企業の対しないで、企業ので、企業ので、企業ので、企業ので、企業ので、企業ので、企業ので、企業の	No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
定額に追加して未償還元金を前倒しで算定する。	No. 1	財源を踏まえた対応	現在の協議状況を対している。 とないのでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力のでは、大力では、大力のでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	改めて令和4年度財源見通しが示されたが、普通交付金の。 一方であるとのことだった。 今回る見込み事業で都として、整理したい。 をあるといる。 一方では、高度経済の課題となる。 一方でないる。 一方では、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもてでは、高度経済ではない。 をもている。 一方で済に更があるとはでは、なび、特別の改築、現立にでいる。 ともで流に更がまたが、でも、とのでは、なび、特別の改善を相当のではない。 をもいるのでは、なび、時間の改善を相当のでは、なび、大変を関連をを提案する。 をは、のが、とのでは、なび、特別の改善をもいる。 をもいるのでは、なび、特別の改善をもいるのでは、なび、特別の改善をはない。 をもいるのでは、なび、特別の改善をもいるが、はいるが、は、ののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	公臨時の高に額計債算理の高に額計債算理

## 令和3年度都区財政調整(再調整)

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
- 1.01	3年度の対応	まず、区側から提案のあった商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分))について、令和3年度貸付分の当年度における利子補給及び信用保証料補助に為る経費を算定するとともに、令和4年度以降全ての利立区を第一個して第一個で算定する。次に、本年10月7日には足頭、大き前側しで算定する。次に、本年10月7日には足頭、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	都側から、再調整項目として、災害時に避難所となる公共施設の改築需要等に係る経費について、提案があった。その点について異論はないが、区側としては、再調整事ではないが、区側としては、再調整事ではないでは、本来、標準算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すでといる事業として、本来、標準算定事でとるの他の事業として、本来、標準算定事でとるの他の事業として、本来、標準算定事でといる事業として、本来、標準算定事でといる事業として、本期をでは、商工振興費の上では、商工振興費の一つのでは、商工を関連経費を開連経費を開発を表して、大大大学を開連経費を開発を表して、大大学を開連経費を開発を表して、大大学を開発を表して、大大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表しい、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表し、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表し、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表して、大学を表している。まり、大学を表している。まりまりは、大学を表している。まり、大学を表している。まり、大学を表している。まりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまり	商工振興 曹連 漢 会 東 東 東 東 東 東 会 の 大 の の の の の の の の の の の の の